

助成対象者本人であることを証明する書類

	書類名（様式）	提出形態	注意事項
法人等	本人確認書類	・電子申請（PDF/写真） ・郵送等（写し）	【中小企業者/中小企業団体】 ①印鑑証明書（発行後3箇月以内） ②登記事項証明書 履歴事項全部証明書 現在事項証明書 いずれか一つ （発行後3箇月以内。ただし、低濃度PCB助成金(国)へ提出したものでも可・オンライン取得不可） ※資本金の額及び代表者名が記載されていること ※中小企業者のうち、資本金の額が規定を超えている場合は、下記の従業員数が確認できる書類を一つ提出してください。 ・労働保険概算保険料申告書（控え） ・法人税確定申告書添付書類（法人事業概況説明書）など ＊公的機関の受領印があること。無ければ、記載された金額を支払った領収書などを併せて提出してください。 【会社以外の法人】 ①印鑑証明書（発行後3箇月以内） ②登記事項証明書 履歴事項全部証明書 現在事項証明書 いずれか一つ （発行後3箇月以内。ただし、低濃度PCB助成金(国)へ提出したものでも可・オンライン取得不可） ③従業員数を確認できる書類 ・労働保険概算保険料申告書（控え） ・法人税確定申告書添付書類（法人事業概況説明書）など ＊申請の手引きにある「助成対象者」のページに記載の表に定めた従業員数が確認できること ＊公的機関の受領印があること。無ければ、記載された金額を支払った領収書などを併せて提出してください。
個人	本人確認書類	・電子申請（PDF/写真） ・郵送等（写し）	【個人】 次のうちいずれか一つ提出してください。 ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・マイナンバーカード（表面） ※マイナンバー（個人番号）の記載がある裏面は提出しないでください。 ・外国人登録証明書 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・印鑑証明書（発行後3箇月以内） ※有効期限内のものであること。 ※記載内容がはっきりと確認でき、現住所・氏名の記載があるもの。 ※氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写し。 ※住所の記載がない場合は、住所が確認できる書類を併せて提出すること。 ※日本で発行されたものであること。 【マンション等管理組合】※マンション管理組合法人を除く ・管理組合同規約 ・総会議事録（代表者が選任されたことが分かるもの）